

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準

三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」は、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数をその委員の採点値とする。
- ④ 過半数の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。なお、応募者の総合点が同点の場合は、配点の割合が最も高い「審査基準」の合計点が高いものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価
 - 評価点数5 この提案は、かなり優れている
 - 評価点数4 この提案は、優れている
 - 評価点数3 この提案は、標準的である
 - 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
 - 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県聴覚障害者支援センター審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5	
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5	
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5	
県民(利用者)の公平な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5	/20

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処に関する取組は適切か	1	2	3	4	5	
適切な運営管理の確保	危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理への取組は適切か	1	2	3	4	5	
							/10

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか						
	・字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務 ・地域生活の支援に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務 ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務	1	2	3	4	5	
	・災害発生時における被災者支援に関する業務 ・遠隔手話通訳サービスの提供に関する業務	1	2	3	4	5	
	・手話の普及に関する業務 ・地域活動の活性化に関する業務	1	2	3	4	5	
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5	
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5	
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5	
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5	
	成果目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5	
							/45

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					小計
施設の管理にかかる経費の節減	計画が実行可能な内容であり、経費節減につながるものとなっているか	1	2	3	4	5	/5

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					小計
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5	
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5	
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5	
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5	
							/20

合計							/100
----	--	--	--	--	--	--	------